



令和2年生駒市議会（第10回）定例会 提出案件

■ 概要

議案等の件数	17件	
・補正予算	3件	
・条例	3件	うち改正3件
・財産取得の変更	1件	
・指定管理者の指定	9件	

■ 補正予算

◇一般会計（第10回）

補正前予算	522億4,443万8千円
補正予算	9,705万5千円
補正後予算	523億4,149万3千円

<歳出> ※（ ）内の数字は歳入の補正

- ・人件費 △1億360万6千円
人事院勧告・組織改編・人事異動等による給料等の増減
- ・自治振興経費 360万円（諸収入360万円）
（一財）自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業」の追加募集を活用した、地域活動の活性化を図るための備品整備の助成
- ・介護保険円滑導入事業費 828万円（国補414万円）
令和3年度に予定される介護保険制度の大幅な制度改正を見据えたシステム改修
- ・病院事業費 6,930万9千円（県補6,930万9千円）
新型コロナウイルス感染症拡大防止や医療提供体制の整備の経費を病院事業会計に繰り出し
PCR装置、人工呼吸器、等温遺伝子増幅装置、空気清浄機、個人用防護具等の購入
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入のための医療体制確保（清掃・検査委託、感染性廃棄物処理等）
- ・後期高齢者医療特別会計繰出金 44万円
税制改正に伴うシステム改修経費の事務費繰出
- ・中学校施設整備事業費 2億5,709万2千円（国補8,569万7千円、市債1億7,130万円）

緑ヶ丘中学校、大瀬中学校のトイレ洋式化工事

- ・ 児童福祉経費 6,315 万 2 千円
令和元年度超過交付分償還金
- ・ 事業見直し等による減額補正 △2 億 121 万 2 千円
新型コロナウイルス感染症の影響等により実施を見送った事業や、予算執行見込みが大幅に下回る事業について減額補正

<歳入>

- ・ 市税の減額（徴収猶予） △2 億 3,836 万 5 千円
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業所等の救済措置として、徴収猶予の特例が新たに設けられたことにより、市税収入が当初予算より下回ることによる減額
- ・ 普通交付税、臨時財政対策債の歳入補正 1 億 9,747 万 6 千円
令和 2 年度の普通交付税及び臨時財政対策債の確定による補正

<繰越明許費の設定>

<債務負担行為の追加>

- ・ 交通費等助成業務 2 億 9,396 万 9 千円
- ・ 消防庁舎耐震補強及び設備等改修工事 9,166 万円
- ・ 東京 2020 オリンピック聖火リレー奈良県実行委員会負担金 252 万 4 千円

◇後期高齢者医療特別会計（第 2 回）

- | | |
|-------|-----------------|
| 補正前予算 | 22 億 188 万 3 千円 |
| 補正予算 | 55 万円 |
| 補正後予算 | 22 億 243 万 3 千円 |
- ・ 後期高齢者医療システム整備事業費 55 万円

◇病院事業会計（第 4 回）

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について支援するための交付金を支出する補正

■ 条例

1 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（議案第 89 号 40 ページ）

・ 趣旨

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の限度額の引き上げ及び減

額に係る軽減判定所得の基礎額の見直し並びに低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について所要の改正を行うもの

- ・ 施行日 令和3年4月1日
- ・ 担当課 国保医療課 ☎0743-74-1111（内線781）

2 生駒市後期高齢者医療に関する条例及び生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（議案第90号 42ページ）

- ・ 趣旨
地方税法の一部改正に伴い、地方自治法を根拠に徴収している延滞金及び還付加算金の基準となる特例基準割合の名称の変更並びに還付加算金の割合の引き下げを行うもの
- ・ 施行日 令和3年1月1日
- ・ 担当課 国保医療課 ☎0743-74-1111（内線781）、介護保険課（内線481）

3 生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について（議案第91号 44ページ）

- ・ 趣旨
本条例の基準省令である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所の管理者の要件について所要の改正を行うもの
- ・ 施行日 公布の日、令和3年4月1日
- ・ 担当課 介護保険課 ☎0743-74-1111（内線481）

■ 財産取得の変更

1 令和2年7月生駒市議会（第6回）臨時会において議決を得て締結した「児童生徒用情報端末の購入に係る契約」について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるもの

- ・ 担当課 教育総務課 ☎0743-74-1111（内線621）

■ 指定管理者の指定

- 1 たけまるホール、鹿ノ台ふれあいホール、図書会館、南コミュニティセンターせせらぎ、北コミュニティセンターISTA はばたき、芸術会館美楽来
- 2 やまびこホール
- 3 デイサービスセンター幸楽
- 4 デイサービスセンター寿楽
- 5 RAKU—RAKU はうす
- 6 金鷲の杜倭苑
- 7 介護老人保健施設やすらぎの杜優楽
- 8 生駒駅前自転車駐車場、生駒駅前第2自転車駐車場、生駒駅南自転車駐車場
- 9 生駒駅南自動車駐車場、生駒駅北地下自動車駐車場、ベルテラスいこま自動車駐車場